

居住継続「騒音甘受を」

嘉手納爆音訴訟 国が主張

【沖縄】国の移転補償を使わずに基地周辺に住み続ける住民は、米軍機の騒音を甘受すべきである。米軍嘉手納基地をめぐる第3次爆音差し止め訴訟の第3回口頭弁論が10日に那覇地裁沖縄支部で開かれ、国側はこうした趣旨の主張を展開した。原告団は「コミュニティーの中で生きる権利を真つ向から否定するもの」「国の重大な差別思想を顕著に表している」と激しく反発し、表現の撤回を求める緊急の抗議声明を出した。

原告団、撤回求める

国は1970年代から、嘉手納基地周辺で特に騒音の激しい区域を対象に、移転の補償や、跡地を買い入れて緩衝地帯にする施策を展開。北谷町や嘉手納町の一部では、緩衝地帯として緑地化された国有地が虫食い状態のように集落に点在している。

裁判で国側は「移転の補償などの施策を利用するか否かは、居住者の自由な意思に委ねられている。居住を継続するのであれば、騒音の影響があってもそこに居住する利便を選択している」「自ら居住を継続する」とした者は、騒音の影響を自ら甘受すべきもの「など

と主張した。事態を重く見た原告団や弁護団は閉廷後に会合を開いて対応を協議し、新川秀

清原告団長名で緊急の抗議声明を発表した。

声明では「祖先が代々住んできた土地に後から基地が形成された歴史を無視した本末転倒なもの」「騒音の改善に向け政治的責務を果たしていく気概、自国民の生活・健康を保全するといふ気概は微塵も見られない」と厳しく糾弾し、撤回を求めた。国は82年に始まった1次訴訟でも「(騒音被害を訴えるのは)特殊な感覚の持ち主、通常人と異なる生活態度をとっている者」などと主張した。